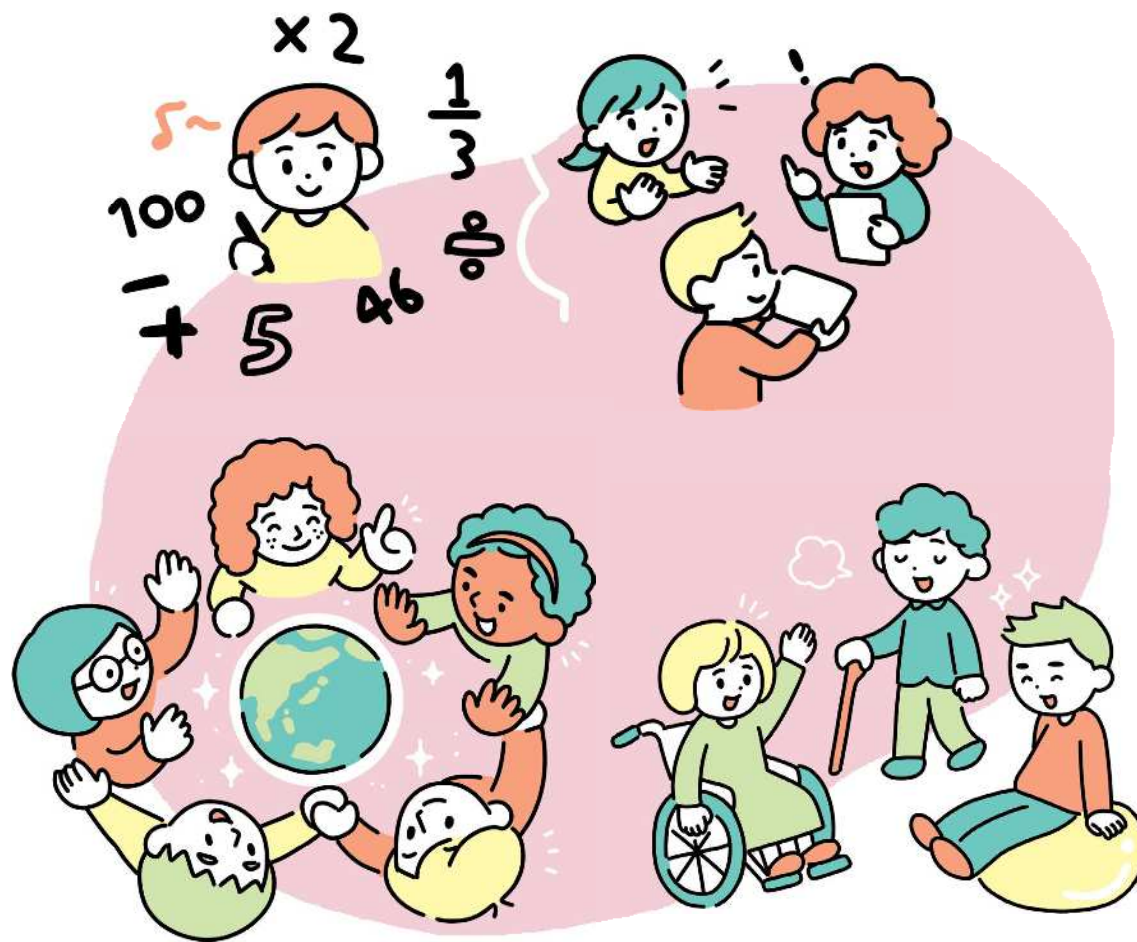


第 2 編 各論

.....



第4章

5つの基本方針と18の基本施策

基本方針 1 「知」「徳」「体」の教育内容の充実

未来を切り拓く人を育成します

基本方針の視点・目指すところ

将来の予測が困難な時代において、子どもたち一人ひとりが豊かで幸せな人生を力強く切り拓き、社会の持続的な発展を実現していくために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

誰一人取り残さず、相互に多様性を認め、高め合い、すべての子どもたちの可能性を最大限に引き出す共生社会を実現させ、豊かな個性や創造性を育むために、ICT を最大限に活用して、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進します。

また、豊かな体験学習や集団活動を通して、他者への思いやりや自己肯定感、人間関係を築く力、社会性を育みます。さらに運動や体力づくり、自らの健康に関する意識を深める機会を充実させ、健やかな心と体を育成し、子どもたちが生涯を通じて健康でたくましく生きていくための力を育む教育を推進します。

基本方針 1 を構成する基本施策

1- ① 学びに向かう力の育成

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、一人ひとりの個性や能力を伸ばします。

1- ② 豊かな心と人間関係の育成

体験活動を通して、子どもたちの自己肯定感や社会性を育み、豊かな感性を磨きます。

1- ③ 健やかな生活を送るための体力づくり

運動による心身の健康づくりや健康に関する知識を身につけ、健やかな生活を営むことができる資質と能力を育成します。

1- ④ 小中連携教育のさらなる推進

小中 9 年間を見通した「学習指導」「生活指導」を確立し、子どもの成長をきめ細やかに支援します。

..... 関連する他の基本施策

3- ① 特別支援教育の充実

3- ② 不登校対策の推進

3- ③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実

4- ① 学校における働き方改革の推進

4- ② 教育デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進

4- ③ 計画的な学校改築および改修の実施

5- ③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

基本方針の進捗状況を測る参考指標

成果を測る参考指標	現状値 (2023 年)	目標値 (2029 年)
全国学力・学習状況調査 意識調査 「主体的な学び」【%】	小 6 75.3	小 6 85.0
	中 3 79.7	中 3 85.0
ICT 機器の活用などにより、主体的に課題を解決する能力を高め、5 年後は 5 ～ 10% 増を目指します。		

成果を測る参考指標	現状値 (2023 年)	目標値 (2029 年)
区心理調査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率【%】	小 6 69.8	小 6 85.0
	中 3 74.2	中 3 85.0
令和 3(2021) ～ 5(2023) 年では平均 1 ～ 2% ずつ上昇しています。人権教育や生命の安全教育などにより自分や相手を大切にすることを育み、5 年後は 10 ～ 15% 増を目指します。		

成果を測る参考指標	現状値 (2023 年)	目標値 (2029 年)
区意識調査「運動肯定率 *」【%】	小 6 80.2	小 6 85.0
	中 3 78.5	中 3 85.0
体育健康教育推進校の研究発表を広めたり、楽しんで体を動かすことができる場を提供したりすることで 5 年後は 5 ～ 6% 増を目指します。		

* 運動肯定率…

「運動やスポーツをすることは好きですか」の問いに肯定的な回答をした子どもの割合

基本方針 1

基本施策 1 - ① 学びに向かう力の育成

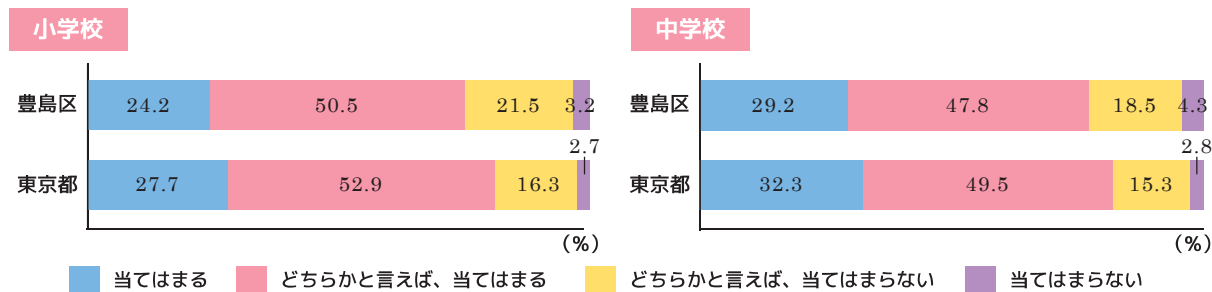
基本施策の目標（目指す5年後の姿）

一人ひとりの個性や可能性を引き出す授業づくりにより、
子どもたちの「学びに向かう力」が養われている。

現状・課題

〔「主体的な学び」に関する質問〕

5年生（中学校は1、2年生）の時に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、取り組んでいましたか。



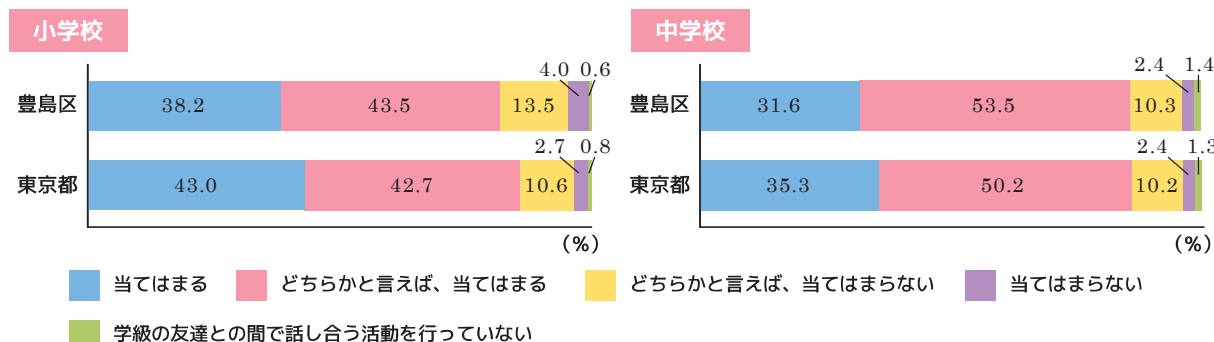
主体的な学びの充実

主体的な学びについては、約2割の子どもが自分で考え、取り組むことができていないと感じています。

子どもの興味・関心を高めたり、自分事として考えられるような授業を展開し、主体的な学びを充実させていくことが課題です。

〔「対話的な学び」に関する質問〕

学級の児童（中学校は生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。



対話的な学びの充実

対話的な学びについては、話し合う活動の中で、自分の考えの深まりや広まりを実感できていない子どもが、約2割います。

子ども同士の対話や、地域・関係機関の方とのふれあいを通じて、対話的な学びを充実させていくことが課題です。

基本施策 1 - ① 学びに向かう力の育成

取組内容

個別最適な学びの推進

子ども一人ひとりの興味や関心、発達や学習の課題などを踏まえて、個性に応じた学びを引き出し、一人ひとりの資質・能力を高める指導を行います。子どもの特性や学習進度、興味関心に応じて、自分の学習に見通しをもたせ、個人の成長に合わせた学びにつなげていきます。ICT 機器やデジタル教科書を活用し、自分の選択した学び方で学習を進め、主体的に課題解決をする能力を高めます。

社会の変化、授業スタイルの変化に応じた教職員の授業スキルの向上・授業改善を図るため、学び続ける教職員を教職員研修で支援します。

子どもたちの主体的な学習活動を支える場では、学んだことを確かめたり、深めたりするために、図書や資料を自分の目的にあわせて活用できる力を育てます。



タブレットを活用した
個別最適な学びの推進

「指導の個別化」と「学習の個性化」

子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度に応じて、指導方法や教材、学習時間などを柔軟に提供・設定します。さらに、子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身で学習を調整できるようにします。

(例) 学習のねらいの明確化、興味関心を引きつける課題や子ども一人ひとりに応じた教材の工夫、探究的な学習課題の設定など

協働的な学びの推進

探究的な学習や体験活動などを通して、多様な他者と協働しながら、持続可能な社会に必要な資質・能力を育成する指導を行います。

個別最適な学びが孤立した学びとならないように、子ども同士で話し合ったり、ゲストティーチャーや地域の方に教わったり、説明したりするなど、対話の中で自分の考えを表現し、他者の思いを聴くことで、相互理解を深め、共感する力を高めていきます。

(例) ・多様な他者と協働しながら学習を進める場の設定

- ・地域人材、関係機関などの活用
- ・目的をもった話し合いの設定
- ・すべての学びの場での ICT の効果的な活用



多様な他者と協働しながら
学習を進める場の設定

基本方針 1

基本施策 1 - ② 豊かな心と人間関係の育成

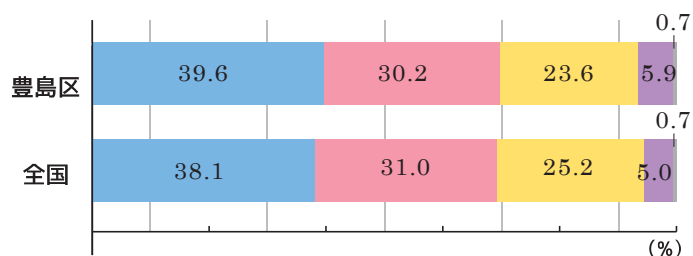
基本施策の目標（目指す5年後の姿）

子どもたちが自他の違いを認め合い、豊かな人間関係を築くことができる。

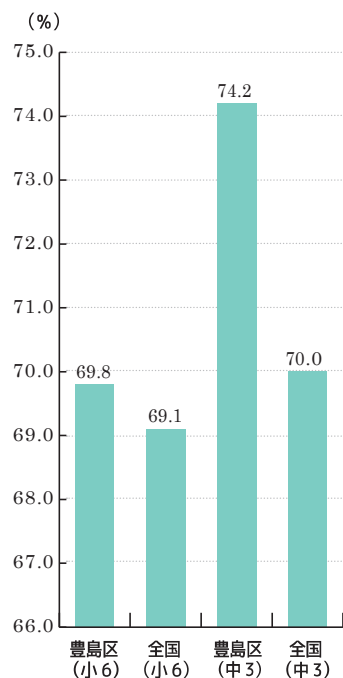
現状・課題

令和5（2023）年度 子供たちが輝くクラスづくりのための総合質問紙調査
「自分には、いいところがあると思いますか」という設問に対する回答結果

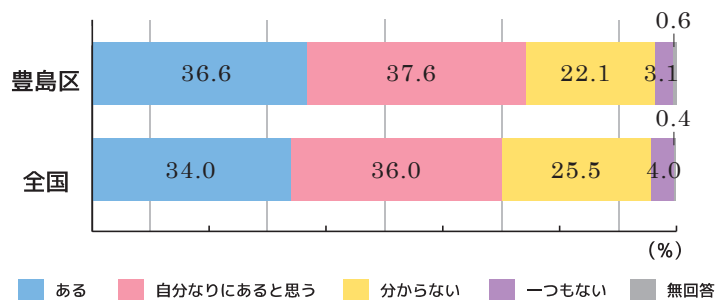
小学6年生



肯定率



中学3年生



自己肯定感および自他を認め合う意識の向上

「自分にはいいところがあると思いますか」という問いに対し、「分からない」「一つもない」と回答している子どもが約3割います。

教育活動の中で、一人ひとりの良さを認め、自己肯定感を高めていく取組を行っていくことが求められています。また、授業や行事の中で、自分自身や互いの頑張りを認め合う場を設けることも必要です。学校での学びが社会でどのように役立つのか実感できるように、学校だけでなく、地域や保護者と連携した教育活動が求められています。

豊かな感性と社会性の育成

子どもたちが生涯にわたり、社会の中で心豊かに、他者と協力し合いながら、幸せな人生を歩むためには、豊かな感性と社会性を育み、多様な価値観を身につけることが重要です。

そのためには、優れた芸術や伝統文化に触れる体験活動や、地域の中で年代を超えた人とのふれあいを通して、自ら体験する機会を創出していく必要があります。

基本施策 1 - ② 豊かな心と人間関係の育成

取組内容

多様性を認め、誰もが自己肯定感や自己有用感を感じられる教育の推進

一人ひとりの子どもたちの状況に合わせて、学校・家庭・地域が連携し、教育活動の中で地域人材を活用し、学校の学びと実社会をつなぐ支援を推進していきます。また様々な人と関わる中で、相手を大切にし、多様性を認めるとともに、自分を大切にし、自分の良さに気づくことができる教育を進めていきます。学校は、「学校いじめ防止対策基本方針」を定期的に見直し、教職員・保護者・地域の方々と方針を共有しながら、協働して、子どもたちが安心して学べる環境を整えます。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (例)・学校・家庭・地域が一体となった安全教育 ・他人の人権についての理解、自分の権利についての理解を深める授業 ・男女平等についての理解を深める授業 ・子どもの権利に関する理解を深める授業 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域社会との連携における道徳公開授業 ・学校のきまりを見直す場面で子どもが主体的に参加し意見を表明する取組 ・スクールロイヤー*などの外部講師によるいじめ防止の授業 ・子どもたちが主体となったいじめ防止の取組 |
|--|---|



外部講師によるいじめ防止の授業

地域の魅力や芸術・文化に関する体験の機会の創出

地域の方々とふれあう機会を創出し、子どもたちが、人と人とのつながりの大切さを実感し、協調性や他人を思いやる心を育てていきます。

また、東京芸術劇場、豊島区立芸術文化劇場などの地域の施設を利用し、音楽や演劇の鑑賞教室など、芸術・文化に触れる機会や体験する機会を創出することで、子どもたちの創造力や表現力などの豊かな感性を磨いていきます。

- (例)・各教科などにおける地域人材や地域資源の活用
- ・区内の熟練技術者による実演や現場訪問
- ・区内大学などと連携した多文化教育
- ・「チームとしま」*や各種団体などと連携したキャリア教育*
- ・東京芸術劇場や豊島区立芸術文化劇場などの施設を利用した芸術鑑賞



トキワ荘などの地域資源を活用した授業

基本方針 1

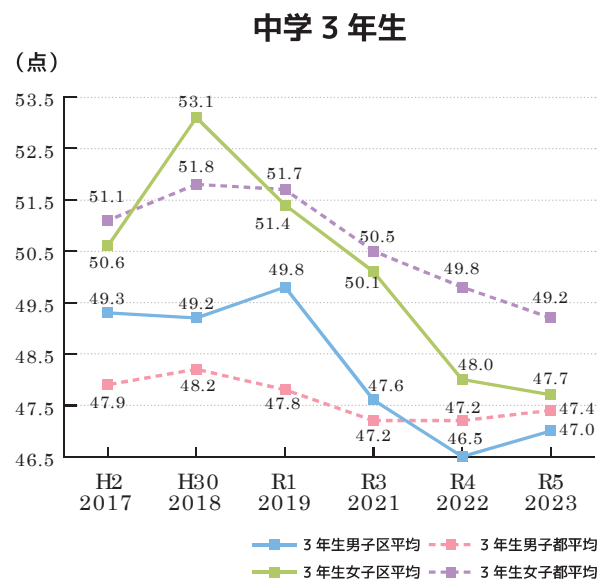
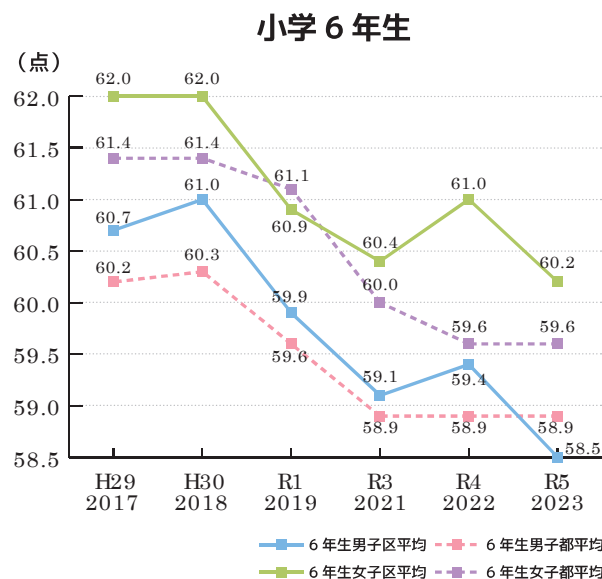
基本施策 1 - ③ 健やかな生活を送るための体力づくり

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

- ◆子どもが運動の楽しさを知り、健康で安全に生きるための力が育まれている。
- ◆子どもが自分で立てた目標に向かって粘り強く努力している。

現状・課題

体力調査における体力合計点の推移



出典：東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査を基に作成

* 体力合計点…8項目の体力テストの記録を得点換算し、すべての得点を合計したもの。

運動の機会の減少による体力の低下

コロナ禍を機に、東京都も豊島区も体力合計点が下がっています。

令和4(2022)・5(2023)年度の豊島区体力合計点は、中3男女ともに東京都平均を下回っています。

教育活動全体を通して、運動の機会を確保し、体の動かし方を学んだり、自発的に様々な運動に取り組んだりすることが課題です。

学校・地域・関係機関などとの連携による生活習慣の改善

規則正しい生活習慣や望ましい食生活は、健やかな生活を送るために必要です。

学校・地域・関係機関などが連携して家庭への啓発を行い、子どもたちに生活習慣を身につけさせることが課題です。

基本施策 1 - ③ 健やかな生活を送るための体力づくり

取組内容

運動による心身の健康づくり

体育の授業改善、タブレットの活用、移動教室における自然にふれる体験などを通して運動の楽しさや体の動かし方を知り、自分に合った場で進んで体を動かす子どもを育成し、生涯にわたって運動に親しむ態度を育みます。

- (例)・楽しんで体を動かすことができる運動の場や道具の提供
- ・体力や障害の有無などに関わらず、共に学ぶ体育活動
 - ・アスリートとの交流
 - ・移動教室などにおける自然の中での活動
 - ・連帯感や仲間意識をもち、人間関係を深める校内外でのグループ活動・クラス活動



かけっこなどの走る運動機会の確保

健康的な生活習慣の確立

子どもたちが健康維持に対する必要性を感じ、自ら目標をもち、生活リズムを整え、健康的な日常生活を送るための意欲を高めます。

- (例)・早寝、早起き、朝ごはんの推進
- ・がん教育や薬物乱用防止教室
 - ・歯磨き指導、歯科検診
 - ・食習慣だけでなく、自然や食に関わる人々への感謝の心を育む食育
 - ・心の健康教育
 - ・眼科、歯科、耳鼻科、内科医師などによる健康診断
 - ・スマホやSNS 利用時間の調査を基にした学校や家庭でのルールづくり



発達段階に応じた健康教育を実施

基本方針 1

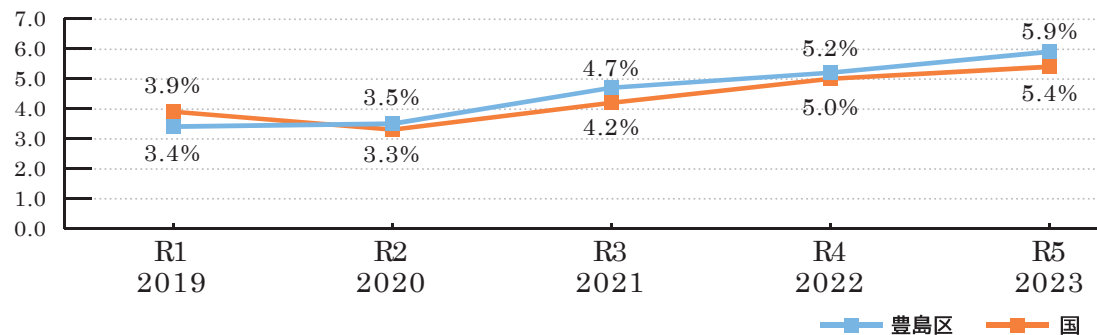
基本施策 1 - ④ 小中連携教育のさらなる推進

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

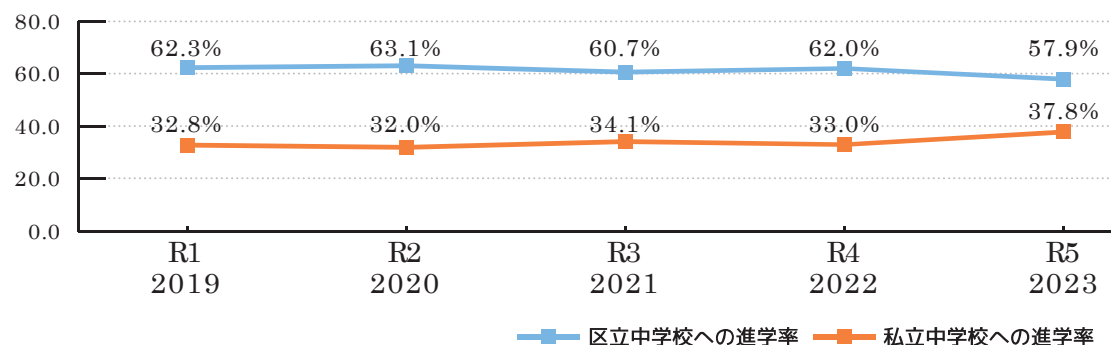
9年間を見通した「学習指導」「生活指導」を確立し、
子どもの成長をきめ細やかに支援している。

現状・課題

中学1年生での新規不登校の出現率



豊島区立小学校 卒業生進路先



9年間を見通した小中連携教育

中学校への進学を機に不登校となる子どもの割合が増加傾向にあります。

小中連携教育において、小中9年間を通した学習・生活に関する指導や、中学校教員による出前授業・部活動体験などの交流の機会により、中学校での学習や生活のイメージをつかみ、進学への希望が持てるよう取り組んでいます。

今後も子どもの不安や悩みを丁寧に聞き、小中連携を推進し、自己実現を図ることのできる教育を充実させることが必要です。

小中連携教育による魅力ある学校づくり

区立中学校への進学率は約6割前後で推移しています。学校と保護者や地域などとの連携により、小中学校9年間を通した子どもの成長をきめ細やかに支援し、魅力ある学校づくりを進めていくことが求められています。このため、小中を通した目標を明確にした授業や地域との関わり、同じ中学校区の小学校での日常的な交流など、小中連携教育を一層推進し、子どもたちが生き生きと学べる環境を整備することが必要です。

基本施策 1 - ④ 小中連携教育のさらなる推進

取組内容

9年間を見通した「学習指導」「生活指導」の確立

小中連携教育推進検討会にて、区として取り組む小中連携教育の目標や方向性を示す、「小中連携教育推進方針」を策定します。また、西巣鴨中学校区・池袋中学校区を拠点とするブロックで、小中連携教育の実践を積み重ね、小中連携教育「共通プログラム」*に反映していきます。さらに小中連携連絡協議会を設置し、新たな取組の情報交換、事例の効果検証を行います。

- * 小中連携教育推進検討会 …… 今後、区として取り組む小中連携教育の目標や方向性などを検討する会。
「小中連携教育推進方針」の策定を行う。
- * 小中連携連絡協議会 …… 拠点ブロックを中心に、全中学校ブロックにおける小中連携教育の実践例を集約し、共有する会。
集約した実践例を小中連携教育「共通プログラム」としてとりまとめる。



小中学校合同による清掃活動

小中連携教育「共通プログラム」の推進

下記のプログラムを実施することで、魅力ある学校づくりを推進します。

- ①授業改善プログラム…学習スタンダード（学習規律）*の徹底、指導方法の統一など小中学校のブロックごとに共通ルールを作り、子どもたちが、場所・人を選ばず同じように学べる環境を作ります。また、オンラインを活用して、教職員がお互いの授業を見学し、授業改善を進めます。
- ②地域の特色プログラム…総合的な学習などの授業で地域の特色ある題材を扱い、小中を通して地域への理解と愛着を深めます。また、コミュニティ・スクールでの地域連携や、小中学校の保護者による地域の見守り、地域行事の参加など地域に根付いた活動に取り組みます。
- ③小中連携プログラム（小学校間での連携）…オンラインでの同時授業、大学連携による英語の合同学習など、同じブロックの小学校が共通の学びや体験ができるように活動を工夫します。運動会、学習発表会、展覧会などの合同行事も検討していきます。
- ④不登校対策プログラム…別室登校教室の共有、不登校対策支援員*の小中での関わりなど地域の小中学校で学びの場を作ります。



中学生による小学生への学習支援

基本方針 2 就学前教育の充実

**生涯にわたる人格形成の基礎を培い、
すべての就学前の子どもを小学校に円滑に接続させます**

基本方針の視点・目指すところ

幼児期における教育は、子どもの心身の発達と健やかな成長を促すとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために非常に大切な役割を果たしています。一方、近年は共働き世帯増加に伴う保育需要の増加など、保護者のニーズや行政サービスが大きく変化し、さらに子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

今後は、子どものよりよい育ちを促進していくために、幼児教育に携わる関係者が相互に連携し、公立・私立幼稚園、保育園に通う子ども、家庭で過ごす子どもなど、就学前のすべての子どもがより質の高い幼児教育を受け、健やかに成長できる環境を整備していきます。

また、子どもの発達や学びの連続性を高めるために公立・私立幼稚園、保育園などの幼児教育施設同士の横の連携と小学校との縦の連携を強化し、小学校へ円滑に接続できる仕組みを構築していきます。

基本方針 2 を構成する基本施策

2- ① 幼児教育の質の向上

生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な幼児教育の質の向上を図ります。

2- ② 幼児教育施設と小学校の円滑な接続

子どもの発達や学びの連続性を高めるために、保幼小の連携を強化していきます。

..... 関連する他の基本施策

1- ① 学びに向かう力の育成

1- ② 豊かな心と人間関係の育成

1- ④ 小中連携教育のさらなる推進

4- ① 学校における働き方改革の推進

基本方針の進捗状況を測る参考指標

成果を測る参考指標	現状値(2023 年)	目標値(2029 年)
学校評価「学校・園は、関係諸機関等（保育園・小学校、中学校）と連携を図っていると思う」という設問で、肯定的な回答をした保護者の割合【%】	74.3	85.0
幼児教育センターを設置し、園児と児童の交流を推進するなど保幼小連携を強化することに伴い、5 年後は現状から約 10% 増を目指します。		

成果を測る参考指標	現状値(2023 年)	目標値(2029 年)
保幼小連絡会の開催数【回】	—	44
各小学校学区（22 区域）にて保幼小連絡会を 2 回実施することを目指します。		

基本方針 2

基本施策 2 - ① 幼児教育の質の向上

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

すべての就学前の子どもに質の高い幼児教育が行われ、
 幼児一人ひとりの特性に応じた幼児教育・保育が充実している。

現状・課題

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化

5領域のねらいおよび内容に基づく活動全体を通して、資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

健康な
心と体

自立心

協同性

道徳性・
規範意識の
芽生え社会生活
との
関わり思考力の
芽生え自然との
関わり・
生命尊重数量・図形、
文字などへの
関心・感覚言葉による
伝え合い豊かな
感性と
表現

出典：文部科学省「幼児教育の現状」を基に作成

人格形成の基礎を培う幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な時期であり、幼児教育に携わるすべての関係者が相互に連携し、質の高い幼児教育を提供する必要があります。

また、今後増加が見込まれる特別な支援が必要な子どもや外国籍の子どもなども含め、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

質の高い幼児教育・保育の提供

共働き世帯増加に伴う保育需要の増加など幼児教育・保育を取り巻く環境が大きく変化しています。

今後は、幼児教育に関わる教職員・保育士の資質向上のため、公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えた合同研修などの実施や、家庭で過ごす子どもを含め、就学前の子どもを対象とした共通のプログラムを示すことが必要となっています。

基本施策 2 - ① 幼児教育の質の向上

取組内容

幼児教育の質の向上に向けた一体的な体制の構築

幼児教育の質の向上を図るために、区内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターを設置します。また、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する幼児教育アドバイザー（学識経験者・臨床心理士・園長経験者など）を各幼児教育施設へ派遣します。さらに、特別な支援が必要な子ども、外国籍の子どもに関する教育相談にも応じます。

区立幼稚園は、預かり保育の拡大および給食提供の検討を行うとともに、幼稚園教育要領に基づく幼児教育を実施し、幼児教育のさらなる質を向上させ、インクルーシブな教育を推進します。また、幼児教育センターと連携し、現場のノウハウを蓄積するための調査・研究をする場としての機能を担います。



学識経験者による幼児教育施設の視察

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指した幼児教育の推進

子どもの充実した経験や学びを小学校の生活、学習へとつなげるため、教育委員会と子ども家庭部が連携して、どの幼児教育施設でも活用可能な0～5歳の子どもを対象とした「就学前教育共通プログラム*」を策定します。

また、幼稚園教育要領・保育所保育指針に記載されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指した幼児教育を行うとともに、地域と連携し、文化・芸術・音楽・自然環境に触れる機会を増やします。

こうした取組により、就学前のすべての子どもがより質の高い幼児教育を受け、健やかに成長できる環境を整備していきます。



近隣の幼稚園・保育園児の合同での遊び

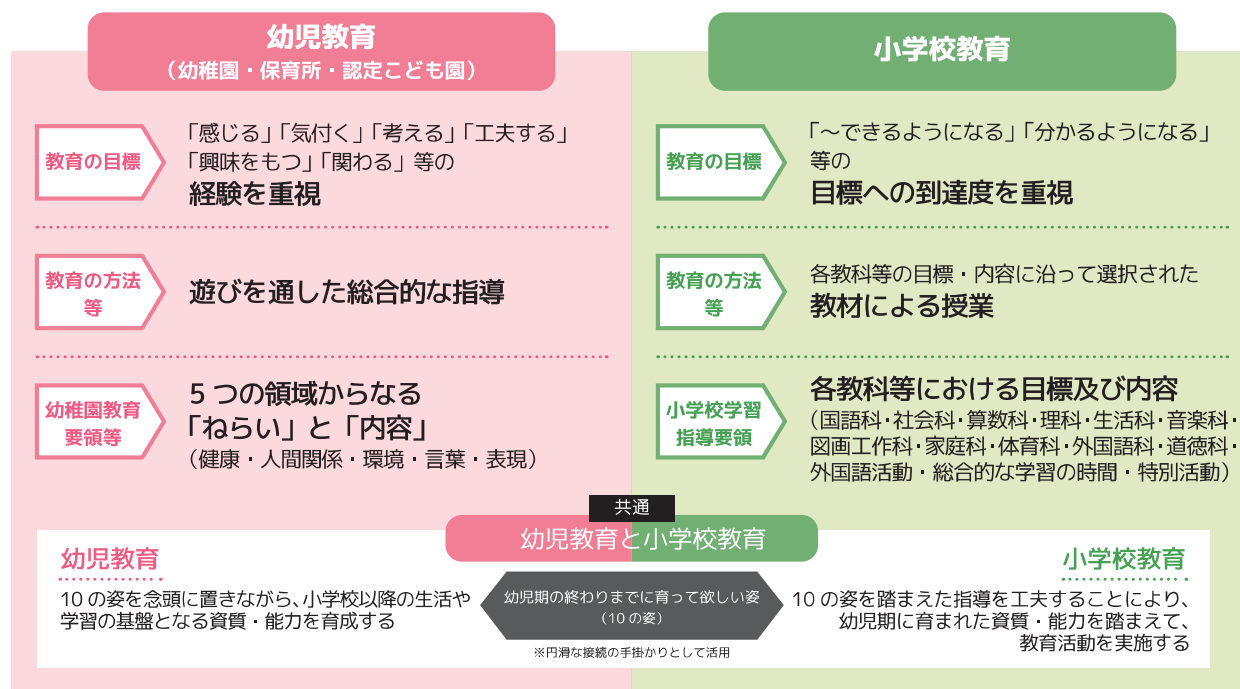
基本方針 2

基本施策 2 - ② 幼児教育施設と小学校の円滑な接続

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

子どもの発達や学びの連続性を高めるために、幼稚園・保育園などの
幼児教育施設と小学校との連携が強化され、小学校へ円滑に接続できている。

現状・課題



出典：文部科学省「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」を基に作成

小学校への円滑な接続

幼児教育では遊びを通して小学校以降の学びの芽生えを培い、小学校教育ではその学びの芽生えをさらに伸ばしていくことが求められています。

区立幼稚園だけでなく、私立幼稚園や公立・私立保育園などを含めた幼児教育施設全体で、小学校との円滑な接続ができる仕組みを検討していく必要があります。

保幼小の教職員同士の連携強化

保育園・幼稚園の教職員と小学校の教職員との交流の場が不足しています。一人ひとりの子どもの発達や学びの連続性を担保するためには、施設種別に関わらず、公立・私立幼稚園、保育園、小学校が交流・連携し、様々な課題や情報を共有していく必要があります。

基本施策 2 - ② 幼児教育施設と小学校の円滑な接続

取組内容

園児と小学校児童の交流の推進

就学前から小学校の雰囲気を感じ、就学後も安心して小学校生活を過ごせるようにするため、学校探検、授業参加、ランドセル体験など小学生と交流する機会を設けます。また、保育士などの保育者が小学校へ入学した子どもたちの成長を見届ける機会を設けます。さらに、給食の時間帯などで小学校の校庭開放日を定め、近隣の公立・私立幼稚園、保育園の子どもが広い小学校の校庭で思いきり遊べるようにします。



幼稚園の小学校交流会（小学校体験交流）

教職員と幼稚園教諭、保育士の交流の推進

学校長と、園長および教職員、保育士との「保幼小連絡会」を小学校区域単位などで開催し、交流を実施するとともに、今後の教育活動に向けてお互いの学校や園の紹介、子どもに関する情報交換、年間行事の確認を行い、施設間の連携強化を図ります。

また、幼稚園・保育園・小学校の保育士・教職員合同による「アプローチ・スタートカリキュラム＊」研修を実施し、公立・私立幼稚園、保育園から小学校へ切れ目のない教育を行います。



保幼小連絡会

基本方針 3 多様な子どもに対する支援の充実

誰もが自己肯定感を高められる教育を推進します

基本方針の視点・目指すところ

学校は、すべての子どもたちが安心して楽しく通える魅力的な環境であることに加え、これまで以上に福祉的な役割や子どもたちの居場所としての機能を担うことが求められています。しかし、子どもたちの置かれている状況は様々です。家庭の事情、病気や障害の状態、発達の段階、特性、学習や生活の基盤となる日本語の能力など、個別の教育的ニーズを把握し、一人ひとりの可能性を伸ばしていくことが課題となっています。例えば、障害のある子どもの自立や社会参加を支援する特別支援教育を進めることが必要とされています。こうした取組を実現していくことで、インクルーシブな教育を推進することが重要です。豊島区では、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ場を、現在の環境の中でできる限り設定していきます。インクルーシブな教育の推進により、子どもが将来は社会へ参加および貢献できるように、一人ひとりの力を最大限に伸ばすことができるようにします。また、国際化・グローバル化が進展する中で、子どもたち自身が多文化共生社会の一員として、相互に理解を深めていくことも必要です。様々な文化的背景を持つ子ども一人ひとりが、自分と他者との関係を自他共に肯定的に受け入れることで「自己肯定感」を高められるよう、様々な取組を進めていきます。

基本方針 3 を構成する基本施策

3- ① 特別支援教育の充実

障害の有無に関わらず将来共生社会の担い手となる資質・能力を身につけるため、インクルーシブな教育を推進していきます。また、誰もが自立し社会参加ができるよう、個別の支援が必要な子どもは教育相談を継続的に活用するなど、特別支援教育のさらなる充実を進めていきます。

3- ② 不登校対策の推進

不登校の子どもが義務教育の段階における普通教育に相当する教育を受ける機会を確保します。不登校は年々増加傾向にある一方、その要因は多岐にわたるため、学校だけでなく関係機関と連携し対策を進めるとともに、不登校を未然に防ぐための取組を行うことで、重層的かつ多面的な対策を推進していきます。

3- ③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実

文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を身につけるため、民間企業や区内大学など地域資源を活用した様々な体験活動をさらに進めるとともに、区内に居住する外国籍の子どもが学校生活へ適応していくための支援を充実していきます。

3- ④ 放課後支援の充実

子どもスキップの施設整備や環境改善を図るとともに業務のDX化などを進め、教職員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、保育の質を向上させます。また、「チームとしま」をはじめとする企業や団体、地域などと連携し、円滑な中学生の部活動の地域連携・地域移行などを推進します。

関連する他の基本施策

- 1- ① 学びに向かう力の育成
- 1- ② 豊かな心と人間関係の育成
- 4- ① 学校における働き方改革の推進
- 5- ③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

基本方針の進捗状況を測る参考指標

成果を測る参考指標	現状値（2023 年）	目標値（2029 年）
不登校の子どもが学校や関係機関から専門的な支援を受けている率【％】	89.8	100
不登校の子どもに対して、学校だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携して、学びにアクセスするための支援を確実にを行うことを重視しているため、100%を目指します。		
成果を測る参考指標	現状値（2023 年）	目標値（2029 年）
教育相談の来所利用者数	495	510
相談しやすい環境を整え、現状値（2023）の数値 495 より多くの来所者に対して、確実に支援を行うことを目指します。		

基本方針 3

基本施策3-① 特別支援教育の充実

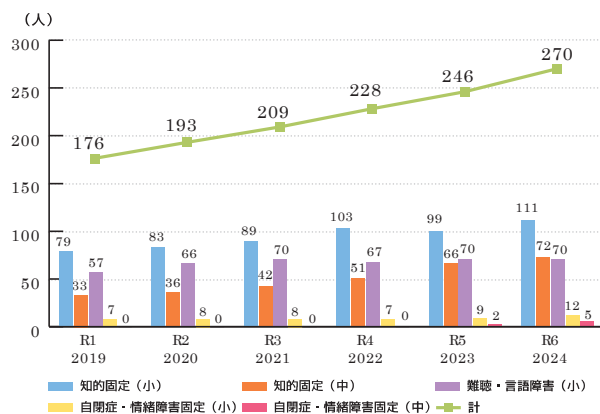
基本施策の目標（目指す5年後の姿）

子どもたちが、障害の有無に関わらず、
互いに尊重し共に学び、
共生社会の担い手となる資質・能力を身につけている。

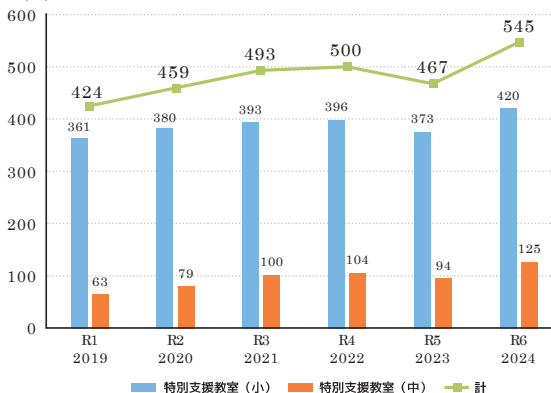
現状・課題

特別な支援を要する子どもの数の推移

特別支援学級に在籍している子どもの数



特別支援教室に在籍している子どもの数



* 特別支援学級…障害のある子どもに対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級

* 特別支援教室…通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする子どもが、在籍学級における障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度

特別支援教育の理解促進

特別な支援を要する子どもは増加傾向にあり、通常の学級にもある程度の割合で、在籍しています。また特別支援学校や特別支援学級を選択したことで就学前の友達と別々の環境で学習する子どももあり、子どもたち自身も多様性を理解し、心のバリアフリーを実現させる必要があります。そのためには、すべての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深め、交流および共同学習を行うほか、UD（ユニバーサルデザイン）*の視点や合理的配慮*に基づいた指導の一層の充実が必要です。

新たに策定した特別支援教育推進計画（第2期）に基づき、教職員や地域の人々へ多様性について啓発を行っていきます。

特別な支援を要する子どもの増加

保護者の特別支援教育に対する理解が進んだことにより、就学相談を受け特別支援学級や特別支援教室などの利用を選択し、一人ひとりの子どもに合った教育環境を選択する方が増えています。そのため需要に応じた特別支援学級の増級対応や医療的なケアを必要とする子どもへの看護職員の配置など、一人ひとりの子どもが安心して学校生活を送るための個々への支援体制の充実を図ります。また子どもが自らの夢に向かって個性を輝かせ、もっている能力を十分に伸ばし社会で自立して生きていける力を身につけるためには、成長に合わせて専門的な相談ができる体制が求められます。

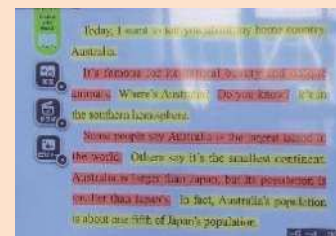
基本施策 3 - ① 特別支援教育の充実

取組内容

授業のユニバーサルデザイン化

障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすことを目標として、「交流および共同学習」を中心に障害のある子どもとなない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指します。また、インクルーシブな教育を推進する上で、特別な支援を必要とする子どもが安心して学校に通い、一人ひとりが最適な学びを実現できるよう、個別の支援や日本語指導を行うなど教育センターを拠点とした巡回支援を行います。

加えて教職員も、特別支援教育についての研修会や連絡会を通して、ユニバーサルデザインの視点による授業の工夫や合理的配慮についての理解を深めます。タブレットや一人ひとりに合わせた教材などを活用して、すべての子どもにとってわかりやすく安心して学ぶことができる授業を行います。



読む箇所を色分けした
デジタル教科書



色で叩く場所を示す
補助教材（木琴）

教育環境と相談体制の充実

個々の成長や発達に合わせた個別の支援が必要な子どもへの教育環境として、学校生活での安全管理や子どもの身辺自立の支援を目的とした特別支援教育指導員＊を配置しています。また学級運営補助員やスクールスキップサポーターを配置することで、通常の学級や特別支援学級での学習面や行動面の支援を行い、きめ細やかな指導を行っています。

現在教育センターには、発達や成長に心配ごとのある子どもの就学先や教育環境の相談を行う「就学相談」、学校生活での不安や悩みに対して子どもや保護者に寄り添い継続的な心の支援を行う「教育相談」、学校での行動観察などを通じて教育支援を行う「巡回相談」など、心理士などによる専門的な各種相談窓口があります。保護者や子ども自身が各種窓口を活用し、子どもの状態や特性を客観的に把握し適切な教育環境を見極め、成長を促すことも重要です。今後は教育センター機能の一部を千川複合施設へ移設し、子ども家庭支援センター＊および児童発達支援センター＊とより緊密な連携を行い、幼児期から小学校への切れ目ない支援を行います。子どもが学校で必要な支援を受けることができるように、教育環境の整備と相談体制の充実を図っていきます。



基本方針 3

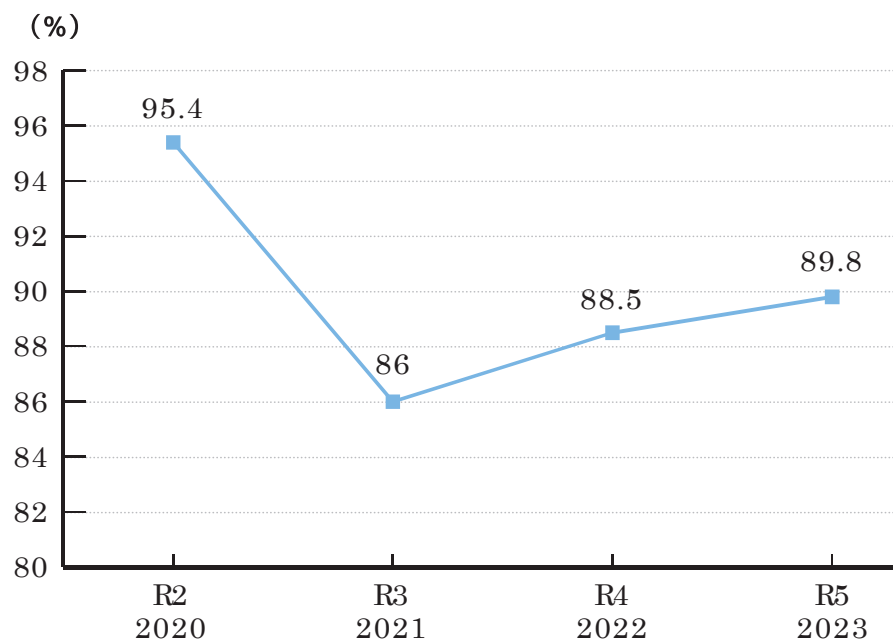
基本施策 3 - ② 不登校対策の推進

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

子どもたちがいつでもどこでも学べる多様な環境が整備されている。

現状・課題

不登校の子どもが学校内外の機関などで
専門的な相談・指導などを受けた割合



* 学校内外の機関…教育センター教育相談や適応指導教室、フリースクール* など

新たな課題に対応した取組の推進

不登校の子ども数の増加や低年齢化に対して、学びの場を確保していくことが課題です。「校内別室指導支援員* 配置事業」や「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業」など、社会的自立に向けた居場所をつくり子どもの状況に合わせた多様な環境を整備していく必要があります。

不登校支援の充実

不登校の子ども数は増加傾向にあります。学校だけでは解決が困難な事例が増加する中、令和6(2024)年度よりスクールソーシャルワーカーを増員し、全中学校区へ配置するとともに、不登校対策支援員の各中学校区への配置も進めています。不登校を増加させないためには、不登校傾向の子どもを早期に把握し、スクールカウンセラーによる教育相談、スクールソーシャルワーカーや不登校対策支援員による学習と社会的自立をサポートする継続的支援に加え、子どもが選択できる多様な学びの機会を整えていく必要があります。

基本施策 3 - ② 不登校対策の推進

取組内容

多様な学びの環境の確保

小学生の「適応指導教室」への入級希望者の増加については、その課題を整理し、小学生指導の充実、プログラムの工夫・学校との連携強化を図り、学校復帰を目指す個別支援策を一層充実させていきます。

令和6(2024)年5月より開始した「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業」では、教室利用者へアカウントを配布し、仮想空間「バーチャル柚子の木」上でアバターを使って相互交流を深めたり、臨床心理士やスクールソーシャルワーカーとの面談、バーチャル学習などにも活用していきます。さらに、各校の不登校の子どもへの利用拡大を進めていきます。

令和7(2025)年度より全中学校へ不登校対策支援員を配置し、中学校の校内別室運営および子どもの学習・自立を支援していきます。また、不登校の子どもが通うチャレンジクラス（登校支援学級）「スリジエ」*を開設し、学びの場を増やします。

また、NPO やフリースクールなどの関係機関と連携し、多様な学びの環境を確保します。



バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業
「バーチャル柚子の木」

不登校の未然防止および早期支援の充実

不登校の未然防止に向けた取組を推進するため、学校では子どもの実態に合った「わかる授業」、子ども同士で関わり合う「楽しい授業」を目指します。また、子どもと保護者がすぐに相談できるように、担任だけではなく、状況に応じて学年主任、養護教諭などに相談先を広げチームとして対応していきます。さらに、保護者のニーズに合わせてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどを紹介します。

小中の教職員同士の情報共有を円滑にするため、令和6(2024)年度よりスクールソーシャルワーカーを増員して、全中学校区に配置しています。この取組により、小学校段階から不登校傾向の子どもを把握し、継続的支援を実施していきます。また、学校だけでは対応しきれない課題についても、スクールソーシャルワーカーを通じて福祉や医療の専門機関などとつなげることで、支援体制を強化していきます。あわせて、スクールソーシャルワーカーへの研修を充実させることで、問題解決能力を一層向上させながら、学校や適応指導教室などと緊密に連携し、ケースワークを進めていきます。

長期欠席や登校渋りのある子どもを、学校だけでなく関係機関など組織全体で把握し、早期対応に努め、どこからも支援を受けていない子どもをゼロにすることを目指します。



スクールソーシャルワーカー（SSW）を
全中学校区に配置

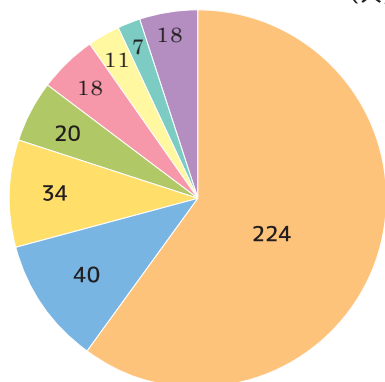
基本方針 3

基本施策 3 - ③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実

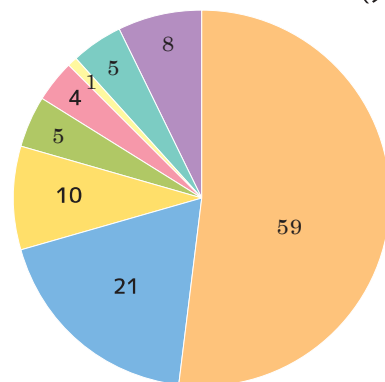
基本施策の目標（目指す5年後の姿）

- ◆子どもたちが多文化共生を意識し、国際社会の発展に寄与する態度を身につけている。
- ◆日本語を母語としない子どもたちが、様々な支援により充実した学校生活を送ることができている。

現状・課題

外国籍の子どもの数（小学校）
（人）

令和6(2024)年5月1日現在

外国籍の子どもの数（中学校）
（人）

令和6(2024)年5月1日現在



*P18 に外国籍の子どもの数の推移を掲載

多文化共生社会に根差した教育の推進

グローバル化のさらなる進展を見据え、文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を身につける必要があります。また、グローバル社会に適応した教育のさらなる推進が課題となっています。これに対応するためには、発達段階に応じた英語活動・英語教育を通じて、コミュニケーション能力や国際感覚の基礎を養う必要があります。

様々な言語への対応と支援

豊島区の外国人居住者の割合は、他区と比較しても高い水準にあります。例えば、区立小中学校の子どもに占める外国籍の子どもの割合は4.1%となっており、国籍也多様化しています。そのため、日本語指導などの充実と、様々な言語に対応できる協力者の確保が課題となっています。

また、区内に居住する外国籍の子どもは、日本語だけでなく、学校生活の基礎となる日本の文化や生活習慣についての理解が十分でない場合が多いため、学校生活へ適応していくための支援が必要となっています。

基本施策 3 - ③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実

取組内容

異文化理解の推進と外国語教育の充実

民間企業や区内大学などの地域資源を活用した様々な体験活動を通して、国際理解教育を充実させ、日本の歴史や文化についての知識を深めるとともに、異文化を知ること、相互理解の態度を養います。

区内大学の留学生から言語や文化を学んだり、一緒に活動したりする機会を設け、異文化に興味を持ったり、学校で学んだ英語を活用し、考えや気持ちが伝わる達成感を得られるようにします。

また、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、デジタル教材や指導資料など、ICTのさらなる活用と外国語指導助手（ALT）*の配置など指導体制の充実により、グローバルな人材を育成していきます。



外国語指導助手による外国語科の授業

日本語指導教室の充実と幅広い通訳協力者の確保

日本語指導教室に通う子どもの在籍校との調整や指導員の確保、指導方針の策定などを綿密に行います。また、教育センターに通えない子どものため、小学校への巡回によるマンツーマン対応や、教育センターの日本語指導教室に通う中学校生徒への複数の指導員による対応など、学校生活に必要な日本語を習得できる環境を整えます。

こうした日本語指導体制の充実を図ることで、日本語が苦手な外国籍や外国にルーツのある子どもの学ぶ意欲を高めていきます。

また、近年増えているネパール語・ミャンマー語などを母語とする子どもたちに対応できる通訳協力者を確保するため、広報の充実や情報収集などの取組を進めます。



教育センター日本語指導教室

基本方針 3

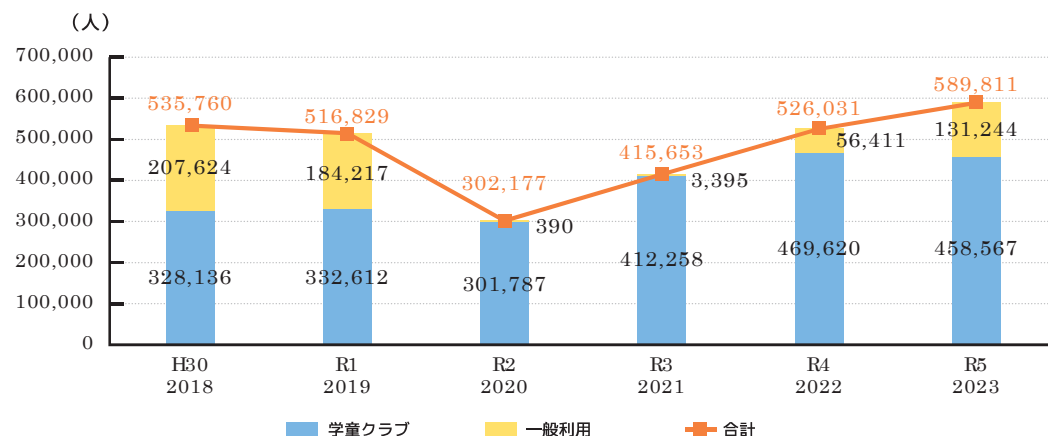
基本施策3-④ 放課後支援の充実

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

子どもたちの放課後が充実し、一人ひとりが居場所を見つけ、自分らしく過ごしている。

現状・課題

子どもスキップ利用者の推移



校内居場所「にしまる一む」*（西池袋中学校）利用者数

期間	1 部	2 部	合計
R5.5 ～ R6.3	87 名	1,871 名	1,958 名

* 第1部…教室に入りにくい生徒が利用、第2部…誰でも利用可能



小学生の安全・安心な遊び場、居場所の確保

子どもスキップ（学童保育）は待機児童ゼロを維持しているものの、ゆとりある室内スペースと職員の確保が懸案となっています。

共働き世帯の増加などにより、子どもスキップを利用する子どもが増える中、子どもが安全・安心な環境のもと、充実したプログラムや様々な体験を通し、個々が成長できる放課後の居心地のよいスペースとして、質・量ともに充実することが求められています。

中学生が自分らしく過ごせる居場所の確保

部活動をはじめ自分らしく過ごせる環境で、自己肯定感を高め人間力を培いながら、多様な経験ができるよう、中学生の放課後を充実させる必要があります。また、少子化による部員不足、教員の負担軽減の観点から、持続可能な学校部活動の改革を進めていく必要があります。

基本施策 3 - ④ 放課後支援の充実

取組内容

小学生の居場所の充実

年々増加傾向にある子どもスキップの利用者数に対応するため、これまで以上に学校と連携し、放課後の時間帯に使用していない教室をタイムシェアリングすることで、スキップの子どもたちが放課後に安全に過ごせる場所を確保します。

また、職員の確保については、区内外の大学や専門学校など関係機関への協力依頼、採用時期の見直しなどを図り、採用強化に取り組めます。このほか、業務のDX化の推進、スキル向上を図る職員研修の充実により、職員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、学童保育の質を高めま。さらに、地域や企業、大学などとも連携し、子どもスキップや放課後子ども教室における学習や文化、スポーツ体験などプログラムの充実を図ります。

小学校進学を機に子どもの預け先がなくなる「小1の壁」を解消するため、登校時間まで子どもの見守りを行うなど、すべての子どもたちが安全・安心に過ごせる場所を確保します。これらの取組により、子ども一人ひとりの居場所を充実させ、遊びや学びを保障します。



子どもスキップで遊ぶ子どもたち

中学生の放課後の支援

中学生の放課後を①居場所づくり、②部活動改革、③学習支援の3本柱で支援します。

①放課後の時間に、家庭や学校以外で悩みを相談できたり、気軽に立ち寄れるサードプレイスを確保します。

②希望する部活動を続け、生涯にわたって様々な文化やスポーツに親しむことができるよう、「チームとしま」をはじめとする企業や団体、地域などと連携して、専門性の高い外部指導者による技術指導を取り入れるなど、部活動の質の向上を図りながら、地域連携・地域移行を推進します。

③地域や大学との連携により「としま地域未来塾」*を充実させ、学習習熟度に不安を持つ子どもをはじめとした、すべての子どもたちの学習習慣の定着と学力向上を支援します。あわせて、同年代の子どもや学習支援員とのコミュニケーションや相談を通して悩みや不安を解消し、心の成長もサポートしています。



としま地域未来塾で自分に合った学習を進める子どもたち

基本方針 4 教育環境の整備

新たな時代に適合した学校をつくります

基本方針の視点・目指すところ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を経て、学校は学習機会と学力を保障する役割だけでなく、子どもたちに安全・安心な居場所を提供するとともに、子どもたちの社会性や人間性を育む場であることが再認識されました。

将来の予測が困難な時代に対応していくため、こうした視点を踏まえつつ、教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進や計画的な学校改築・改修など、新たな時代の学びを支える、安全・安心で快適な教育環境の整備を進めていきます。あわせて、家庭や地域との連携・協力のもと、子どもたちが安全に安心して学校に通うことができるよう、危機管理体制を強化していきます。

また、教職員がしっかりと子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びを最大限に引き出すことができるよう、学校における働き方改革をさらに推進していきます。

基本方針 4 を構成する基本施策

4- ① 学校における働き方改革の推進

教員一人ひとりが子どもたちの学びを最大限引き出すことができるよう、業務の見直しや適正化、効率化、関係機関との連携などによって教員の働き方改革を着実に進めていきます。

4- ② 教育 DX の推進

一人1台タブレット端末の整備を基盤として、子ども一人ひとりの個別最適化された学びと協働的な学びの一体的充実を図ることによって教育の質の向上につなげるとともに、教育データの利活用を促進するための取組を進めます。

4- ③ 計画的な学校改築および改修の実施

質の高い学習環境を整備していくため、計画的に施設の更新を進めていきます。改築や改修にあわせた設備機器の入れ替えや、遊具、ICT機器の更新などにより、安全・安心で豊かな学びの実現を図ります。

4- ④ 安全・安心な学校づくり

子どもたちが安全に安心して日々学校に通うことができるよう、ハード・ソフト両面から危機管理体制を強化するとともに、通学路での安全確保など、家庭や地域と連携した取組を進めます。

4- ⑤ 学校図書館の充実

図書館司書の専門性を活かして、子どもの本への興味関心を高めるとともに、学校図書館の学習情報センター化を進め、図書館資料とICT機器を活用した調べ学習の環境を整え、子どもの主体的な学びを引き出します。

基本方針の進捗状況を測る参考指標

成果を測る参考指標	現状値(2023年)	目標値(2029年)
時間外勤務が月45時間を超える教員の割合【%】	40	20
5年後に時間外勤務が45時間を超える教員を半減し、最終的には0を目指します。		

成果を測る参考指標	現状値(2023年)	目標値(2029年)
改築済(工事中含む)の小中学校数【校】	10	12
令和11(2029)年までに千川中学校の改築工事が竣工することに加え、駒込中学校の改築工事にも着手する予定であるため、目標値を12校としています。		

関連する他の基本施策

1- ① 学びに向かう力の育成

5- ② 家庭と地域との連携による教育力の向上

基本方針 4

基本施策 4 - ① 学校における働き方改革の推進

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

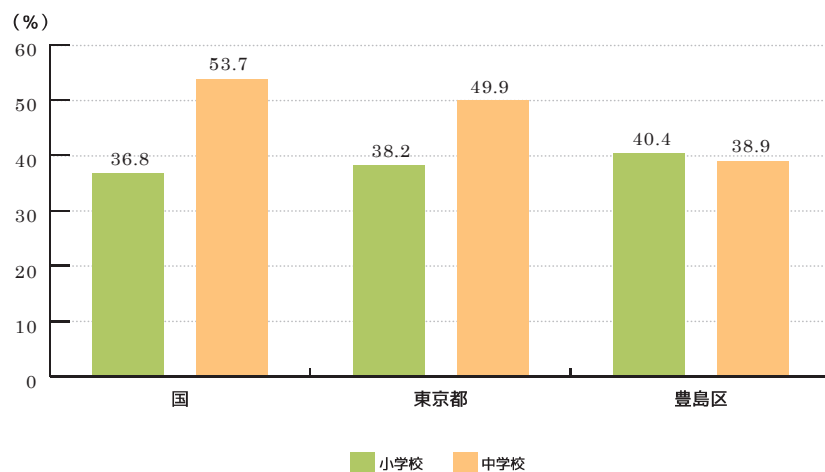
- ◆教員のウェルビーイングが向上し、一人ひとりの子どもと向き合う時間が確保されている。
- ◆企業・団体・区民との連携により、教員を支える体制が構築されている。

現状・課題

◆公立学校の教員の勤務時間の上限に関する指針
（令和6年4月1日施行）

- ① 1か月の時間外在校等時間・・・45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間・・・360時間以内

◆時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合



教員の長時間労働の是正

平成31(2019)年に策定した「学校における働き方改革推進プラン」（計画期間平成31(2019)年4月～令和2(2020)年3月）に則り、支援スタッフの充実、部活動の見直し、出退勤システムの導入など、様々な取組を総合的に進めてきました。

しかし、子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い教育環境が大幅に変化し、依然として教員の長時間労働が課題となっています。

教員を取り巻く環境の整備

教員に求められる業務は年々複雑かつ多岐にわたり、増加の一途をたどっています。このような背景から、教員採用選考の受験率の低下、退職者や早期退職者が増加傾向にあり、全国的に教員不足が指摘されています。豊島区においても例外ではありません。

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教員の確保のためには、持続可能な学校運営体制を構築する必要があります。

このようなことから、教育に関わる様々な主体の総力を集結し、教員の働き方改革にかかる課題に取り組むことが喫緊の課題となっています。

基本施策 4 - ① 学校における働き方改革の推進

取組内容

教員業務の軽減・効率化

教員が担う業務適正化の一層の推進、従来の慣例にとらわれない業務の見直し、ICT の活用による校務効率化などを通じて、教員の長時間勤務の是正を図っていきます。

出退勤管理システムデータを活用して、管理職が教員一人ひとりの在校時間を把握し、健康状態の確認や仕事の進め方などの指導・助言を行います。

教員業務の効率化を図るため、学習支援システム（教材作成など）と校務支援システム*（成績処理など）のさらなる向上を図り、業務のDX化を推進します。

教員の教材準備や子どもと向き合う時間を確保するため、学校・教員が担うべき業務のさらなる精査を行います。

教員の働き方改革に関する好事例を他校に紹介し、取組の拡大につなげます。



子どもたちの問いかけに応える小学校教員

教員を支える体制の強化

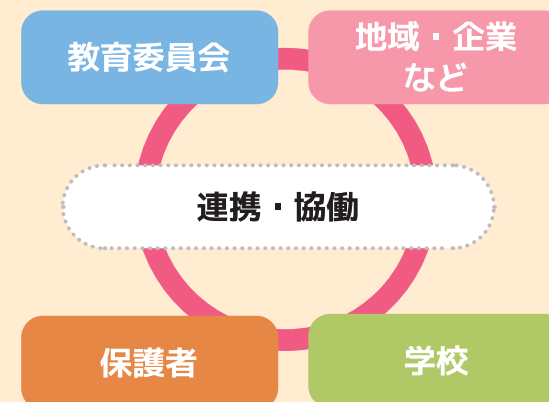
学校、家庭、地域が相互に連携協働し、地域全体で学校運営を支える体制を強化していきます。

教員の配置状況などを踏まえ、教員業務をサポートするスクールサポートスタッフや部活動指導員などの人材を積極的に活用します。

教員が抱える様々な悩みや問題に対して、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した相談窓口の設置や、臨床心理士などによる面談・助言、先輩教員などのメンターによる声かけ、ストレスチェックの活用促進などを実施し、メンタルヘルス対策の充実を図ります。

区や学校のホームページ、教育だよりや学校だよりなどを通じて、教員の働き方改革への一層の理解と協力を得られるよう働きかけていきます。

学校運営に企業や大学、地域の人材などを積極的に活用し、地域全体で子どもを見守り、育てる体制を構築します。



基本方針 4

基本施策 4 - ② 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

- ◆学習 ICT 環境の整備および活用により、個別最適な学びと協働的な学びが実現できている。
- ◆教育データの利活用による効率的な学校運営が実現できている。

現状・課題

校務支援システムの導入（平成 26(2014) 年度）

子どもの出欠情報、成績情報、保健情報などのデータ処理、ペーパーレス化

一人1台タブレット端末配付（令和2(2020) 年度）

【一斉学習】子ども一人ひとりの反応を踏まえた、双方向型の授業が可能

【個別学習】一人ひとりのニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能

【協働学習】各自の考えを即時に共有化し、多様な意見にも即時に触れることが可能

これまでの
実践の蓄積

×

ICT

=

学習活動の一層の充実

（主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善）

校務の一層の効率化

（教員の働き方改革の推進、子どもと向き合う時間の確保）

授業における ICT 機器の活用促進

一人1台タブレット端末が整備されたことを踏まえ、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けて、今後はデジタル教科書・デジタルドリルなどのデジタル教材の利活用を進めていく必要があります。

タブレット端末やプロジェクター・拡大カメラなどのデジタル機器は学習に欠かせないものになっており、計画的に更新する必要があります。

教育 DX 推進に向けた情報基盤の整備

教育 DX の推進に向け、校務支援システム、学習教材やデジタルドリルなどを備えた学習 e ポータル（*1）などの利用における教育データ共通化への取組が求められています。今後想定される、教育データの分析・利活用を見据えて、教育ダッシュボード（*2）などの情報基盤ツールの導入・利用を進める必要があります。

*1 タブレット端末でデジタル教材などを集約し、操作を簡素化するツール・機能

*2 子どもの出席・成績などを集約・分析し、情報を見える化するツール

基本施策 4 - ② 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

取組内容

ICT を活用した学習支援

個別最適化された学びを実現するため、一人ひとりの興味や関心、能力に応じて、デジタル教科書や教材、学習支援ソフトなどの活用を推進します。

国の GIGA スクール構想を受けて、豊島区では令和 2 (2020) 年に一人 1 台タブレット端末の配付を実現しましたが、授業や家庭学習における活用が日常化する中、破損や経年劣化に伴う不具合などが増加していることから、令和 7 (2025) 年度以降、計画的に更新を行います。

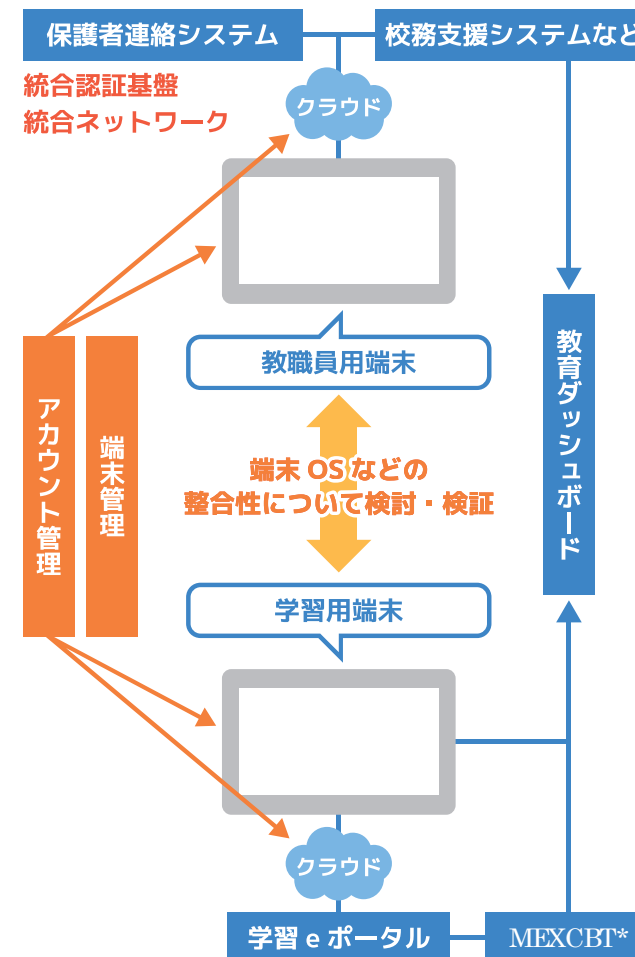
タブレット端末以外の大型提示装置（テレビ・プロジェクター）や実物投影装置（拡大カメラ）についても計画的な更新を行うとともに、今後のデジタル教科書などの利用促進を見据えて、安定的な通信環境を確保し、快適な学習環境を維持していきます。

ICT 環境の更なる充実

保健情報、成績情報などの校務支援システムの機能拡張や、学習教材・デジタルドリルなどを備えた学習 e ポータル * の導入を進め、教育データの共通化に向けた基盤を整備します。

また、校務におけるクラウドサービスを利用する範囲を拡大するとともに、保護者からの出欠連絡や学校からの配布物のデジタル配信に向け「としま保護者連絡ツール（すぐーる）」を導入し、利便性の向上とペーパーレス化を推進します。

これらの情報を集約し、分散していたデータを教育ダッシュボード * を介して教育データの利活用を促進することで効率的な校務を実現し、教員の負担軽減や働き方改革につなげます。



国が推奨する ICT 環境整備のイメージ図

基本方針 4

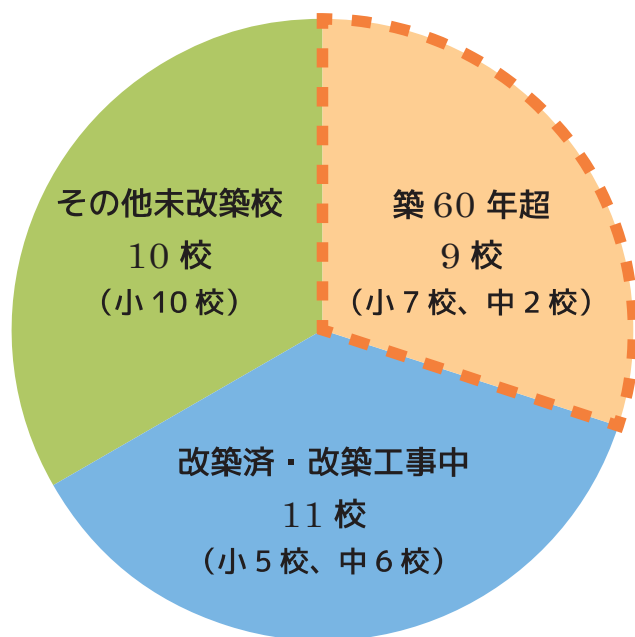
基本施策 4 - ③ 計画的な学校改築および改修の実施

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

計画的な改築や改修が実施され、質の高い学習環境が整備されている。

現状・課題

区立小中学校の老朽化状況



* 築年数は最も古い校舎棟を基準に算出

改修工事の例（千登世橋中学校）



学校施設の老朽化

区立小中学校30校のうち、約3割の学校は最も古い校舎棟が築60年を超えています。未改築校については、予防保全の考え方に基づく改修や修繕を実施していますが、築年数による老朽化に対応するためには、未改築校を着実に改築していくことが求められています。

未改築校の学習環境などの改善

令和6(2024)年度現在、区立小中学校30校のうち、10校が改築済、1校が改築中、19校が未改築となっています。

学校改築の実現には長い時間を要することも踏まえて、改築校と未改築校とで子どもたちの学習環境に差が生じることのないよう、迅速な対策を講じる必要があります。

基本施策 4 - ③ 計画的な学校改築および改修の実施

取組内容

計画的な学校改築の実施

計画的な学校改築を推進していくため、改築工事期間中の仮校舎地の確保も含めた新たな学校改築計画を策定し、今後の学校改築の見通しを具体化します。

駒込中学校ブロックでは、定期借地により確保した民有地に仮校舎を整備し、駒込中学校、駒込小学校、仰高小学校の改築を順次進めていきます。

西巣鴨中学校ブロックでは、朋有小学校に隣接する総合体育場の敷地を活用し、朋有小学校と西巣鴨中学校の校舎一体型小中連携校を整備していきます。



令和4(2022)年度に改築した池袋第一小学校

適切な施設改修による質の高い学習環境の確保

改築の時期が決まっていない学校については、予防保全に基づく改修による老朽化対策を適切に行うことで、安全・安心な学習環境を確保します。

また、こうした老朽化対策に加え、改築時期が決まっていない学校の学習環境向上を目的として、新たに「学習環境整備計画」を策定し、本計画に基づき、施設・設備面の対策として、教室への電子黒板機能の整備やプールへの日除け設備の設置など、各学校のニーズも踏まえた学習環境の整備を計画的に行うことで、未改築校の学習環境を改善し、豊かな学びの実現を図ります。



プールへの日除け設備設置イメージ
(池袋第一保育園 園庭の日除け)

基本方針 4

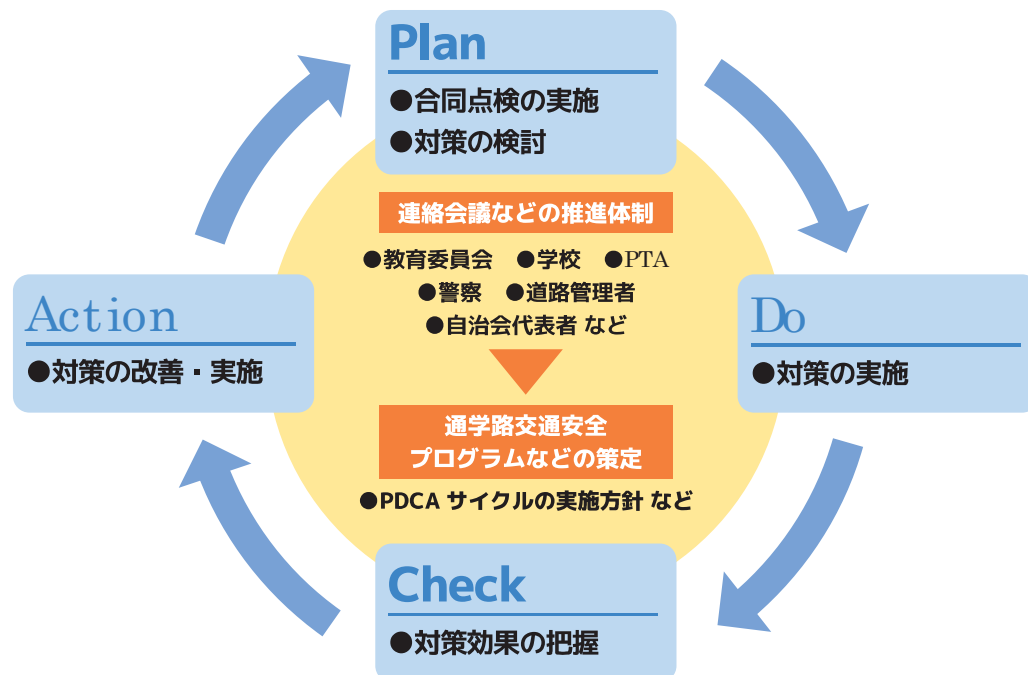
基本施策 4 - ④ 安全・安心な学校づくり

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

子どもたちが安全に安心して日々の学校生活を送ることができる。

現状・課題

通学路安全確保のための PDCA サイクル



出典：国土交通省 通学路等の安全確保に向けた PDCA の取り組み HP

学校内での安全確保

学校内への不審者侵入や災害発生時において、子どもたちを守り、安全を確保する必要があります。近年は、大型台風、集中豪雨なども頻繁に発生するようになってきており、学校、地域、保護者がこれまで以上に緊密に連携して子どもたちの安全を確保していくための対策が求められてきています。

年々増加するアレルギーを持つ子どもに対して、給食におけるアレルギー対策の推進など、一人ひとりの子どもの状況に応じた対応を徹底していく必要があります。

通学路での安全確保

通学路上での犯罪や交通事故から子どもたちを守ることが求められています。特に見通しが良くない、交通量が多いような場所では、直接的な見守りを実施するとともに、防犯カメラなどによる間接的な犯罪抑止・交通事故防止策を講じる必要があります。

また、日中の災害発生時にも、適切に子どもたちを保護者に引き渡しできるように日々の訓練だけでなく、保護者との連絡手段の複数確保などの対策を徹底していく必要があります。

基本施策 4 - ④ 安全・安心な学校づくり

取組内容

危機管理体制の整備

防犯カメラの設置や門扉のオートロック機能など、ハード面での安全・安心な学校環境を確保するとともに、災害発生時に備えた防災、災害対策用機材の配備や更新を計画的に実施します。また、暑さ対策や感染症対策も継続して行い、子どもたちの健康管理を適切に行います。さらに、アレルギー疾患のある子どもには、国の指針に基づく食物アレルギーの対応を徹底します。

すべての教職員に危機管理体制の強化に向けた研修を実施し、すべての子どもたちが安全に、安心して学校生活を送るための対策を積極的に推進します。



給食のアレルギー食（お盆の色や名札などで区分）

安心して登下校できる体制づくり

通学路での安全確保のため、防犯カメラ設置のほか、学童誘導員の配置や町会など関係者との連携による見守り体制の充実を図ります。また、教育委員会・学校、保護者・地域、警察などによる通学路合同点検を定期的の実施します。

登下校メールサービスを活用した登下校状況のお知らせや、自然災害などの際に休校・休園情報をいち早く保護者にお知らせする、保護者への連絡ツールを導入しています。また、災害発生時の安全な登下校を実現するため、子どもたちの在校状況の把握、保護者との通信手段の確保、そのほか必要な対策を推進します。



通学路合同点検

基本方針 4

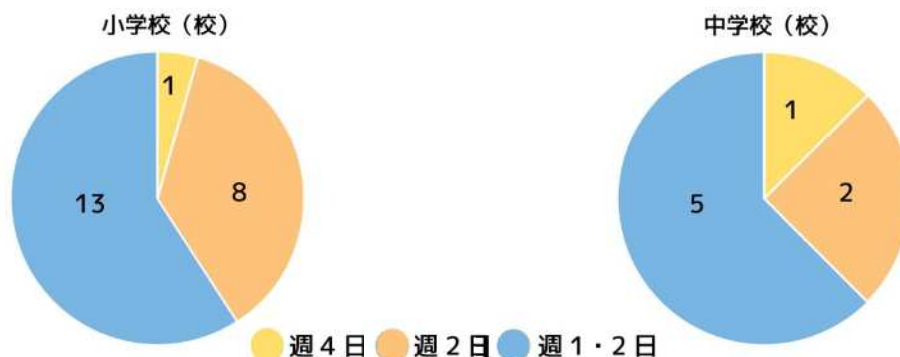
基本施策 4 - ⑤ 学校図書館の充実

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

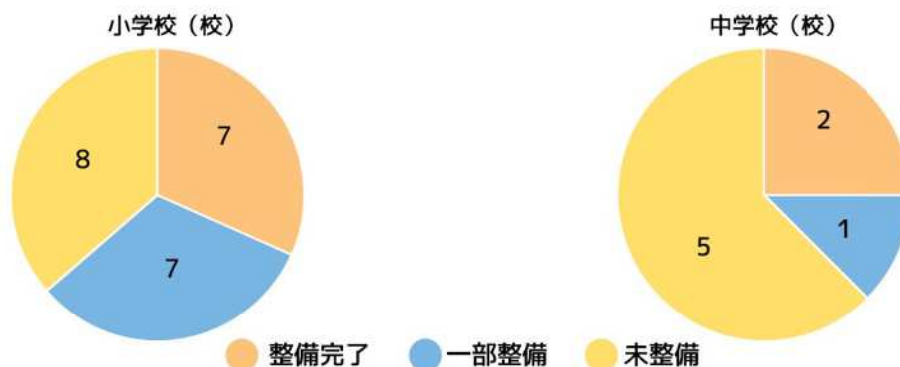
学校図書館が「学習情報センター」として整備され、
学校図書館司書の支援を受けながら、子どもが主体的に読書や学習を行っている。

現状・課題

令和 6(2024) 年度 学校図書館司書の配置日数



令和 6(2024) 年度時点 学習情報センターの整備状況



学校図書館司書の充実

学校図書館には、子どもの創造力を培い、豊かな心を育む「読書活動の場」としての機能と、子どもの自発的・主体的な学習活動を支援する「学習の場」としての機能が求められています。令和 6(2024) 年度現在、区立小中学校 30 校に学校図書館司書が配置されていますが、これらの機能を強化していくためには、学校図書館司書のさらなる活用を図る必要があります。

また、学校図書館のもつ機能を活用し、授業準備や教材作成などに必要な情報を教員に提供することも、学校図書館司書には期待されています。

図書館設備の老朽化

学校改築・改修の際に学校図書館の学習情報センター化を図っていますが、一部の学校において学校施設の老朽化や ICT 機器の整備の遅れが生じています。

これからの社会を生き抜くために必要な知識・技能の習得に向けて、子どもたちが、図書や ICT 機器を用いて自主的に読書や学習などを行えるよう、学校図書館における学習環境の整備を計画的に進めていく必要があります。

基本施策 4 - ⑤ 学校図書館の充実

取組内容

学校図書館司書の配置拡大

学校図書館が子どもたちの「読書活動の場」および「学習の場」としての役割を果たすために、学校図書館司書の配置日数を拡大します。

学校図書館司書の専門性を活かした本の紹介などにより、子どもの本への興味関心を高めたり、地域図書館との連携を強化し、蔵書やレファレンスサービス*の充実を図ることで、「読書活動の場」としての機能を強化します。また、司書教諭や学級担任と連携し、教科の内容と関連した選書や図書館資料の活用の仕方の指導などを行い、自らの課題を解決するために、様々な情報を収集・活用できる「学習の場」としての機能も強化します。こうした取組を通して、学校図書館における子どもの主体的な学びを引き出し、深い学びにつなげていきます。

さらに、授業で扱う本を事前に選書したり、調べ学習に対応したアドバイスをを行うなど、学校図書館司書による教員のサポートも行っています。



生徒にアドバイスを送る学校図書館司書

学校図書館の学習情報センター化に向けた環境整備

子どもたちが意欲的に学んでいくために、改築校を中心として、図書室の機能に加え、ICT環境を充実させることで、グループ学習、調べ学習、発表などを効果的に実施できる「学習情報センター」として整備します。

改築時の対応に加え、大規模改修などの機会を捉えて、各校の図書室の学習情報センター化を図ります。本を読むための閲覧スペースだけでなく、図書などを利用して調べ学習を行うためのスペースを整備し、快適で落ち着いた子どもたちの読書活動や学習環境の充実を図ります。

学習情報センター整備の一例

- ・大型提示装置の設置（プロジェクター、スクリーンなど）
- ・複合機の設置
- ・学習スペースの確保（椅子・机など）



学習情報センターを活用した協働学習

基本方針 5 学校と家庭・地域との連携

学校と家庭・地域の連携による教育力の向上を図り、 子どもたちの育ちを支援し見守ります

基本方針の視点・目指すところ

子どもたちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナーなどの基礎を育むためには、家庭だけでなく学校・地域と一体となって子どもを育て、見守るための取組を進めていくことが重要です。

一方で、地域と家庭とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境や、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。保護者同士や保護者と地域との連携に加え、子どもたちが学校や家庭だけでなく、地域や多様な主体とつながる機会の創出など、地域全体で多様な教育活動を展開していく必要があります。

誰一人取り残さず、すべての子どもたちが安心して地域で学び、育つことができる環境をつくるために、学校や家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子育てや教育活動に取り組む体制を確立していきます。

基本方針 **5** を構成する基本施策

5- ① コミュニティ・スクールの推進と充実

地域ぐるみで学校を支援する仕組みの構築と地域コミュニティの基盤づくりを推進していきます。

5- ③地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

地域にある豊富な人材・資源を活用し、子どもたちに多様な体験活動の機会を提供していきます。

..... 関連する他の基本施策

1- ① 学びに向かう力の育成

1- ② 豊かな心と人間関係の育成

4- ④ 安全・安心な学校づくり

5- ② 家庭と地域との連携による教育力の向上

家庭教育や PTA 活動などの支援を通じて地域の教育力を向上させ、地域全体で子どもたちを育成していきます。

基本方針の進捗状況を測る参考指標

成果を測る参考指標	現状値（2023 年）	目標値（2029 年）
学校評価「学校はコミュニティ・スクールを推進し、保護者・地域住民等が学校運営に参画し、学校と一体となって子どもたちを育む体制を構築していると思う」と肯定的な回答をした割合【％】	—	85.0
令和 8（2026）年 4 月にはすべての小中学校でコミュニティ・スクールが導入される予定です。そのため調査開始（2024 年）の 5 年後には、まず、コミュニティ・スクールの認知の向上を図りながら 85％以上を目指します。		

成果を測る参考指標	現状値（2023 年）	目標値（2029 年）
区心理検査「地域への愛着」についての設問で肯定的な回答をした子どもの割合【％】	小 6 91.4	小 6 95.0
	中 3 89.6	中 3 93.0
地域資源を活用した学習機会の創出などにより、地域を大切にする心を育み、5 年後は 3 ～ 4％増を目指します。		

基本方針 5

基本施策 5 - ① コミュニティ・スクールの推進と充実

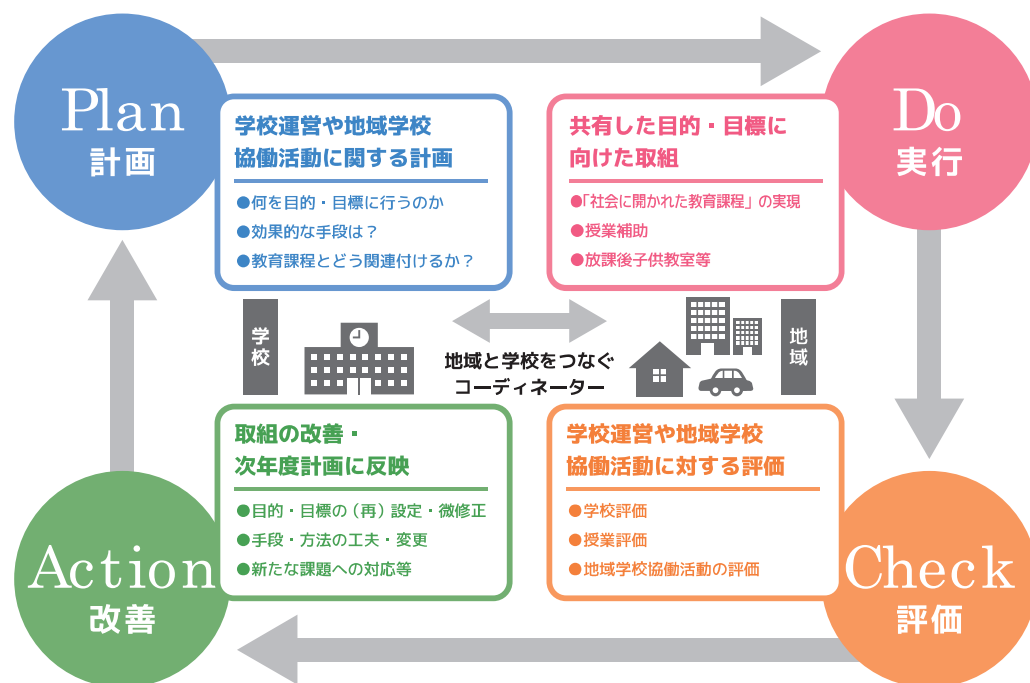
基本施策の目標（目指す5年後の姿）

学校・子どもが抱える課題に地域が一体となって取り組み、
質の高い学校教育を実現できている。

現状・課題

コミュニティ・スクールの仕組み

コミュニティ・スクールと地域協働の一体的な取組を一層推進し、
全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築することを目指しています。



地域ぐるみで取り組む学校支援

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑かつ多様化しており、学校だけでは解決することが困難となっています。そのため、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。健やかな子どもの育成のために、地域ぐるみで学校を支援する体制の強化が求められています。

地域の学校運営への参画支援

子どもを取り巻く様々な地域課題に対して、多様な主体と連携しながら解決していくことが求められています。

そのためには、学校を中心としたつながりの場を大切にし、地域コミュニティの基盤を強化するとともに、学校と地域を円滑につなぐ架け橋となる人材の確保が必要となっています。

出典：東京都教育委員会「地域学校協働活動推進ハンドブック」を基に作成

基本施策 5 - ① コミュニティ・スクールの推進と充実

取組内容

コミュニティ・スクールの推進

豊島区では、これまでに安全・安心な学校活動「インターナショナルセーフスクール」や、SDGs の推進に向けた取組「SDGs 達成の担い手育成事業」を通じて、地域と学校のつながりを築いてきました。こうしたつながりを活かし、学校と保護者や学校運営に関わる地域住民や団体などが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映する仕組みである「コミュニティ・スクール」を全校に導入することで、学校・PTA・地域・保護者が連携し、地域全体で子どもたちの健やかな成長を育む体制を構築していきます。



地域と連携した取組（伝統文化体験学習＜茶道＞）

学校と地域の連携強化

地域の方々と学校をつなぐために、学校と家庭・地域の間に立ち、意見や要望、連絡事項などをとりまとめ、両者の連携を強化したり、人脈を活かして学校支援ボランティアやゲストティーチャーを増やしたりする役割を担う「地域コーディネーター」を育成し、各学校へ配置します。また、地域における人材の積極的な活用や大学・企業・NPO などと円滑な連携を図り、地域ネットワークを構築・維持していくことで、子どもたちの学びや体験の場を継続的に充実させていきます。



地域と連携した取組（登下校の見守り活動）

基本方針 5

基本施策 5 - ② 家庭と地域との連携による教育力の向上

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

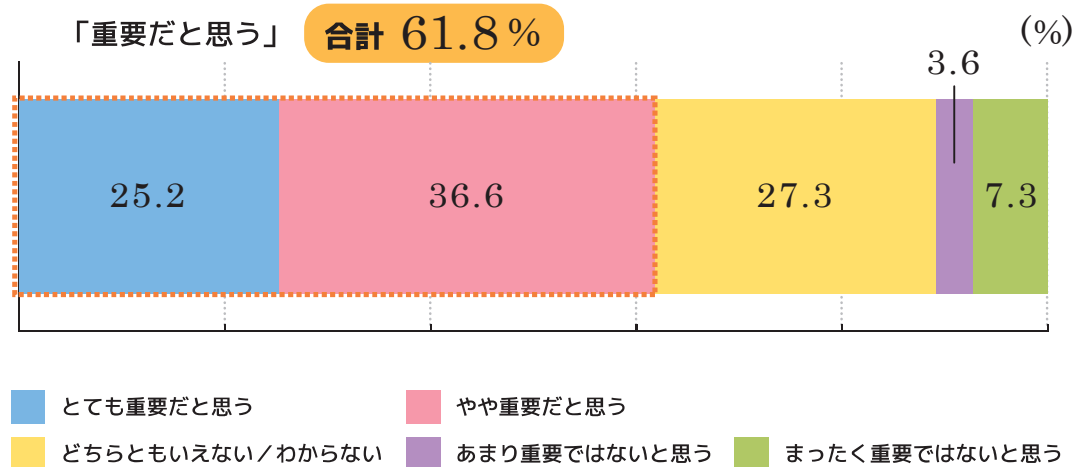
◆子どもたちの幸せの実現に向けて大人の活動の輪が広がり、すべての子どもたちが伸び伸びと生活できている。

◆時代に即した持続可能な PTA 活動が行われ、子どもの豊かな育ちの場が確保できている。

現状・課題

子育てにおける地域の支えの重要性

あなたは、子育てをする人にとって地域の支えは重要だと思いますか。



出典：文部科学省「令和3年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究～『家庭教育』に関する国民の意識調査～」を基に作成

地域との連携による家庭教育の充実

子育てにおける地域の支えについて、「とても重要だと思う」「やや重要だと思う」と回答した人が約62%にのぼっています。

家族形態が多様化する中で、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、子育てに不安を感じる保護者が増加しています。家庭だけではなく、学校・地域などを巻き込んだ情報提供や支援、学びの機会の創出を通じて、誰もが安心して地域の中で教育活動が行える環境と、家庭教育の支援を充実していく必要があります。

PTA 活動への支援

子どもを取り巻く家庭環境が多様化する中で、PTA 活動について様々な意見が寄せられており、時代の変化やニーズに合わせた PTA 活動が求められています。

子どもの健やかな育ちや幸せのために活動を行う、PTA 本来の目的に合致し、持続可能な活動となるよう、地域や学校、関係団体と連携し、啓発をはじめとした活動の支援を行う必要があります。

基本施策 5 - ② 家庭と地域との連携による教育力の向上

取組内容

家庭教育への支援強化

社会や家庭環境が多様化する中、家庭での教育を大切にし、家庭教育支援を充実させていくことで、子どもの健やかな育ちを支援します。また、子育てや子どもの教育に対する不安を持つ家庭に対して、家庭教育に関する情報発信を充実していきます。

さらに、よりよい親子関係づくりや、地域の役割についてともに考えるきっかけの場として、保護者や地域の方々を対象とし、家庭教育に関する参加型の講座などを開催します。

保護者同士のつながりや地域とのつながりの場を創出し、家庭と地域の教育力の向上を図るとともに、地域全体で子育てをしていくきっかけをつくります。



家庭教育推進員によるワークショップ

持続可能な PTA 活動への支援強化

家庭と学校・地域が相互に協力し、よりよい教育環境づくりを進めるために、保護者や地域の方々に対して PTA 活動や豊島区の教育施策に関する情報提供を積極的に行うとともに、PTA に対する各種研修会の開催や、学校を超えた交流の場を創出し、PTA 活動を通じた子どもたちの健やかな育成を目指します。

また、子どもの豊かな育ちの場づくりを目指し、保護者や子どもたちのニーズを把握しながら、PTA 連合会との共催による行事を開催し、誰もが積極的に参加したくなるような魅力ある PTA 活動に向けた支援を強化します。

さらに、PTA が任意の社会教育団体であることを踏まえ、保護者が負担を感じることなく参加できる PTA 活動を PTA 連合会と連携しながら検討し、各学校の PTA に働きかけていきます。



小中学校の PTA 会長が一堂に会する研修会

基本方針 5

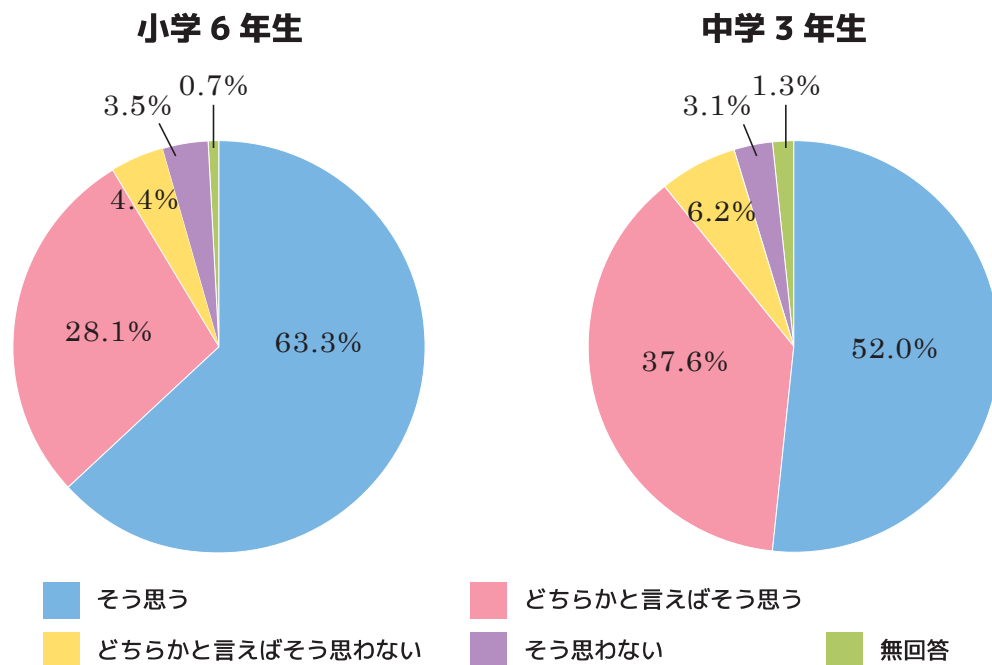
基本施策 5 - ③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

基本施策の目標（目指す5年後の姿）

子どもたちが地域人材・資源に触れながら多様な体験を積み、
地域を大切に思う心情が育まれ、地域の一員としての自覚が芽生えている。

現状・課題

「自分の住んでいる地域が好き」と回答した子どもの割合



出典：「i-check 令和5(2023)年度 豊島区教育委員会」を基に作成

地域の歴史や文化を学ぶための体制整備

地域が持続的に発展していくためには、地域への愛着や誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成していくことが求められます。

地域への愛着や誇りに思う心情を育むため、子どもたちが地域の歴史や文化を学ぶことができる体制の整備と、体験の場の創出が必要です。

地域との連携による教育活動の充実

子どもたちのウェルビーイングの向上を図るため、家庭や学校を超えた多様な担い手による学びの場の提供が求められています。

多様で特色ある教育を実現するため、外部人材の積極的な活用や、区内大学・地域・企業などとの連携をこれまで以上に推進する必要があります。

基本施策 5 - ③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

取組内容

地域の中で多様な体験ができる機会の創出

区内には、ソメイヨシノ発祥の地、雑司が谷すきみみずく、トキワ荘、長崎獅子舞など、地域に根づいた歴史や文化が数多く存在します。このような地域資源を活用した学習の機会を創出するとともに、熟練技術者による技術の実演、ものづくり現場への訪問、文化財の見学など、文化芸術を学ぶための多様な体験を通して、郷土の文化についての理解を深め、地域を大切にし、郷土の文化を尊重する心を育みます。

子どもたちが郷土文化を尊重する態度を身につけることで、異文化にも敬意を払い、他者と協働して課題を解決することができる「持続可能な社会づくりの担い手」の育成につなげます。



「長崎獅子舞」を体験する子どもたち

外部人材の積極的な活用、大学・企業との連携強化

外部人材の活用や、区内大学、警察や消防など関係機関との連携により、多様で特色ある教育を実現し教育活動を活性化します。

また、地域住民と学校をつなぐ機能を強化し、地域における人材の積極的な活用や、地域企業と連携した体験活動の機会を充実させ、様々な体験や人と人とのふれあいの中で学ぶキャリア教育の推進につなげます。こうした活動を通して、子どもたちが地域との関わりの大切さを学び、社会性を身につけるとともに、社会環境の変化に柔軟に対応し、自分の道を切り拓いていく力を育みます。



「すきみみずく保存会」による総合的な学習